

青森県報

第千三十八号

令和八年
三月九日
(月曜日)

目 次

告 示

- 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………(健康医療福祉政策課) ……一
- 生活保護法による指定介護機関の居宅介護事業所の所在地変更の届出……………(同) ……一
- 生活保護法による指定介護機関の廃止の届出……………(同) ……二
- 右 同……………(同) ……二
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止の届出……………(同) ……二
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の居宅介護事業所の所在地変更の届出……………(同) ……三
- 中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止の届出……………(同) ……三
- 漁港の保全上支障のある行為を禁止する区域等の指定の一部改正……………(漁港漁場整備課) ……三
- 公 告
- 農地を利用する権利の設定の裁定申請……………(構造政策課) ……六
- 右 同……………(同) ……六

公安委員会

○警備員等の検定の実施……………

(生活安全企画課) ……七

告 示

青森県告示第百十一号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和八年三月九日

青森県知事 宮 下 宗一郎

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
高橋歯科医院	十和田市稲生町八の五	令和七・七・七
テルス調剤薬局黒石	黒石市昭和町三四の一	七・七・三
浩和医院	五所川原市字中平井町一三〇の一	〃

青森県告示第百十二号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から居宅介護事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和八年三月九日

青森県知事 宮 下 宗一郎

変更後	変更前	変更後	変更前	区分	
				名称	居宅介護事業者
	医療法人 仙知会		株式会社 大与	名称	居宅介護事業者
	弘前市大字 高屋字本宮 四八〇の四		弘前市大字 高屋字本宮 四八〇の四	主たる事務 所の所在地	居宅介護 事業者
	訪問介護		訪問介護	種類	居宅介護 事業者
	ヘルパー ステーション ・ケア アイ		ヘルパー ステーション ・ケア アイ	名称	居宅介護 事業者
	弘前市大字 八幡町一丁 二の二		弘前市大字 高杉字五反 田二〇の 一	所在地	居宅介護 事業者
			令和 六・七・一	変更 年月日	

青森県告示第百十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和八年三月九日

青森県知事 宮 下 宗一郎

居宅介護事業者		居宅介護事業者		廃止 年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
社会福祉法人 北光会	南津軽郡大鰐 町大字大鰐字 范頭九の二	大鰐温泉介護 センターあぜ りあ	南津軽郡大鰐 町大字大鰐字 湯野川原七の 二	令和 七・三・三
通所介護	居宅介護 事業の種類	訪問介護	居宅介護 事業の種類	

社会福祉法人 津軽富士見会	弘前市大字山 七崎一丁目三の 七	通所介護	弘前特別養護 老人ホーム介 護保険サービ ス事業センタ ー	弘前市大字自 由ヶ丘五丁目 五の三	七・七・三
------------------	------------------------	------	---	-------------------------	-------

青森県告示第百十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和八年三月九日

青森県知事 宮 下 宗一郎

介護予防事業者		介護予防事業者		廃止 年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
社会福祉法人 北光会	南津軽郡大鰐 町大字大鰐字 范頭九の二	大鰐温泉介護 センターあぜ りあ	南津軽郡大鰐 町大字大鰐字 湯野川原七の 二	平成 三〇・三・三
介護予防	介護予防 事業の種類	訪問介護	居宅介護 事業の種類	

青森県告示第百十五号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和八年三月九日

青森県知事 宮 下 宗一郎

名 称	テルス調剤薬局黒石
所 在 地	黒石市昭和町三四の一
廃 止 日	令和 七・七・三

青森県告示第百十六号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から居宅介護事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和八年三月九日

青森県知事 宮 下 宗一郎

変更後	変更前	区 分	
		名 称	居 宅 介 護 事 業 者
株式会社 大与	弘前市大字 高屋字本宮 四八〇の四	主たる事務 所の所在地	居宅介護 事業の種 類
訪問介護			
変更後	変更前	区 分	
		名 称	居 宅 介 護 事 業 所
ヘルパー センター ド・ケ ア	弘前市大字 高杉字五反 田一七四の 五	所 在 地	変 更 年 月 日
弘前市大字 高屋字本宮 四八〇の四			令和 六・七・一

青森県告示第百十七号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和八年三月九日

青森県知事 宮 下 宗一郎

変更後	変更前
医療法人 仙知会	弘前市大字 高屋字本宮 四八〇の四
訪問介護	
ヘルパー センター ・ケ ア	弘前市大字 高杉字五反 田二三〇の 一
弘前市大字 八幡町一丁 目二の二	
	〃

変更後	変更前	居 宅 介 護 事 業 者	
		名 称	主たる事務 所の所在地
社会福祉法人 津軽富士見会	弘前市大字山 崎一丁目三 七	居宅介護 事業の種 類	居 宅 介 護 事 業 所
通所介護			
変更後	変更前	居 宅 介 護 事 業 所	
		名 称	所 在 地
弘前特別養護 老人ホーム介 護保険サーム ピ事業センタ ー	弘前市大字自 由ヶ丘五丁目 五の三	廃 止 日	令和 七・七・三

青森県告示第百十八号

漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和二十五年法律第三十七号）第三十九条第五項及び同項第二号の規定により、平成二十年三月二十一日青森県告示第二百二十

八号（漁港の保全上支障のある行為を禁止する区域等の指定）をもって公示した禁止区域（禁止物件）及び指定の適用期間を変更したので、同告示の一部を次のように改正する。

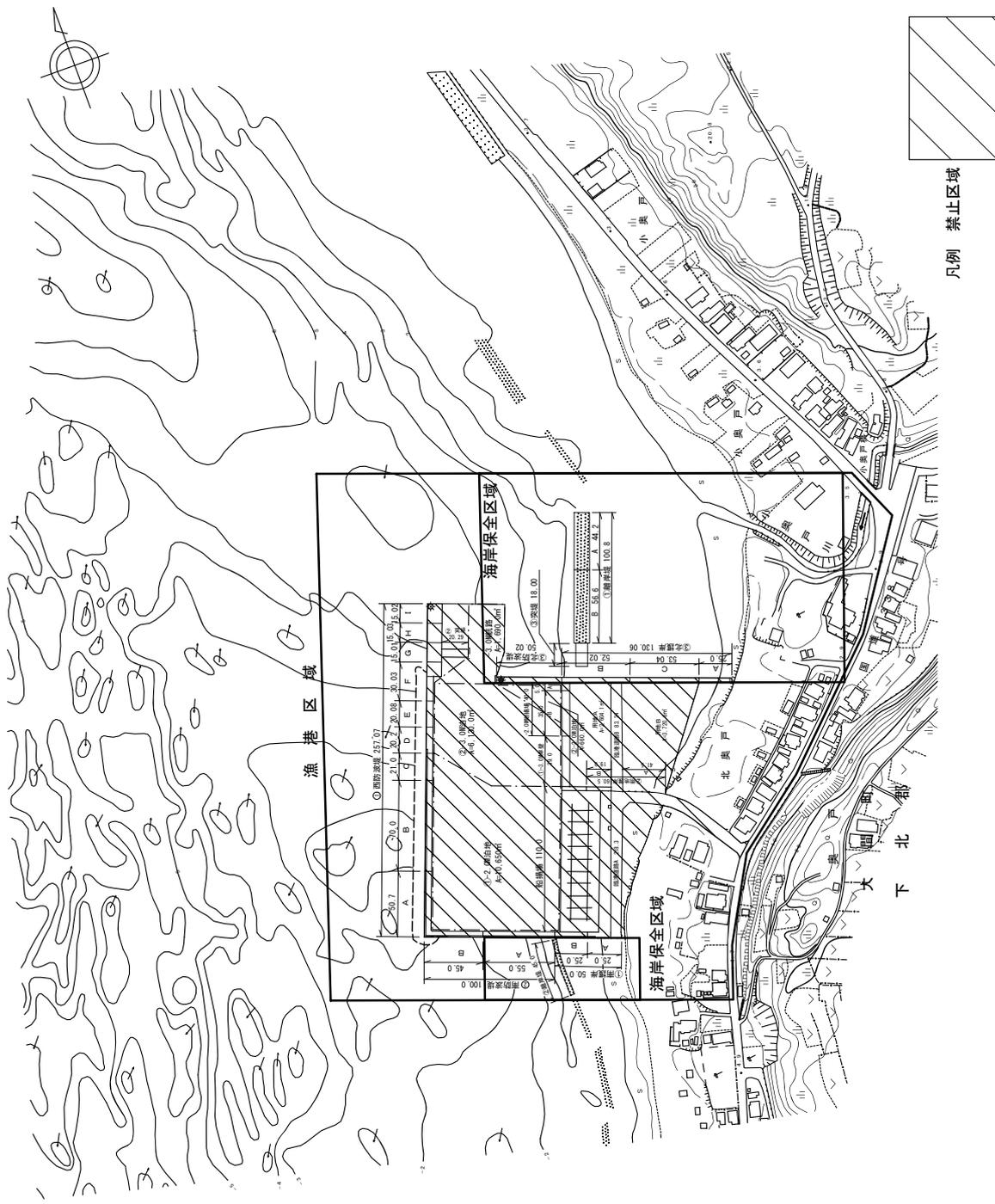
令和八年三月九日

青森県知事 宮 下 宗一郎

第二号中「令和七年四月一日」を「令和八年三月九日」に改める。
別図五十五を次のように改める。

別図五十五

奥戸漁港（小奥戸地区）禁止区域



凡例 禁止区域

公 告

農地を利用する権利の設定の裁定申請

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十一条第一項後段の規定により、農地中間管理機構から農地を利用する権利（以下「利用権」という。）の設定に關し裁定の申請があったので、同条第二項において読み替えて準用する同法第三十八条第一項の規定により公告する。

令和八年三月九日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
北津軽郡板柳町大字石野字大柳五三〇	田	三、〇六七

二 申請に係る農地の利用の現況

耕作の事業に従事する者が不在となり、又は不在となることが確実と認められる。

三 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

裁定手続後に、農地中間管理機構から借受希望者に農地を貸し付ける。

四 希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

利用権の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額（円）
令和八年五月三〇日	三年	二二七、八〇〇

五 意見書の提出

申請に係る農地の所有者は、知事に意見書を提出することができる。

1 提出期限

令和八年三月二十三日

2 提出先

青森県農林水産部構造政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
- (二) 意見書の提出者の有する権利の種類及び内容
- (三) 意見書の提出者の申請に係る農地の利用の状況及び利用計画
- (四) 意見書の提出者が申請に係る農地を現に耕作の目的に供してない理由
- (五) 意見の趣旨及びその理由
- (六) その他参考となるべき事項

農地を利用する権利の設定の裁定申請

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十一条第一項後段の規定により、農地中間管理機構から農地を利用する権利（以下「利用権」という。）の設定に關し裁定の申請があったので、同条第二項において読み替えて準用する同法第三十八条第一項の規定により公告する。

令和八年三月九日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
弘前市大字悪戸字声野二二の一三	畑	四、一九八
弘前市大字悪戸字芦野二二の一四	畑	五、九八九
弘前市大字悪戸字芦野二二の一五	畑	五、八四〇

弘前市大字悪戸字芦野一六の三

畑

四七五

二 申請に係る農地の利用の現況

耕作の事業に従事する者が不在となり、又は不在となることが確実に認められる。

三 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

裁定手続後に、農地中間管理機構から借受希望者に農地を貸し付ける。

四 希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

農地の区分	利用権の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額(円)
弘前市大字悪戸字芦野一二の三	令和八年五月三日	年一〇	二七七、〇〇〇
弘前市大字悪戸字芦野一二の一四	令和八年五月三日	年一〇	三九五、〇〇〇
弘前市大字悪戸字芦野一二の一五	令和八年五月三日	年一〇	三八五、〇〇〇
弘前市大字悪戸字芦野一六の三	令和八年五月三日	年一〇	三一、〇〇〇

五 意見書の提出

申請に係る農地の所有者は、知事に意見書を提出することができる。

1 提出期限

令和八年三月二十三日

2 提出先

青森県農林水産部構造政策課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称及び主たる事務所所在地並びに代表者の氏名)

(二) 意見書の提出者の有する権利の種類及び内容

(三) 意見書の提出者の申請に係る農地の利用の状況及び利用計画

(四) 意見書の提出者が申請に係る農地を現に耕作の目的に供していない理由

(五) 意見の趣旨及びその理由

(六) その他参考となるべき事項

公安委員会

青森県公安委員会告示第三十四号

警備業法(昭和四十七年法律第十七号)第二十三条第一項の規定に基づく検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則(平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以下「検定規則」という。)第七条の規定により公示する。

令和八年三月九日

青森県公安委員会委員長 横 町 俊 明

一 検定の実施日時及び場所

1 実施日時

(一) 学科試験

令和八年六月十一日(木) 午前九時から午前十時までの間

(二) 実技試験

令和八年七月十一日(土) 午前九時から正午までの間

2 場所

(一) 学科試験

青森市新町二丁目三の一 青森県警察本部

(二) 実技試験

青森市大字三内字丸山一九八の四 青森県運転免許センター

二 検定を行う警備業務の種類及び級

検定規則第一条第四号に規定する交通誘導警備業務 二級

三 検定の定員

三十人(予定)

四 受検資格

1 青森県内に住所を有する者

2 青森県外に住所を有する者で青森県内に所在する営業所に属する警備員である者

五 検定の方法及び内容

1 方法

検定は学科試験及び実技試験とし、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。

2 内容

(一) 学科試験

- (1) 警備業務に関する基本的な事項
- (2) 法令に関すること。
- (3) 車両等の誘導に関すること。
- (4) 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(二) 実技試験

- (1) 車両等の誘導に関すること。
- (2) 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

六 検定申請の手續

1 検定申請の受付期間及び受付時間

(一) 受付期間

令和八年五月十一日(月)から同月十五日(金)までの間

(二) 受付時間

午前九時から午後四時までの間

(三) 受付の締め切り

検定申請の受付は先着順とし、検定申請者の人員が予定定員に達し次第、受付を締め切る。

2 検定申請の受付場所

次に掲げる区分により、そのいずれかに申請すること。

- (一) 青森県内に住所を有する者は、住所を管轄する警察署の生活安全課又は刑事生活安全課
- (二) 青森県外に住所を有する者で青森県内に所在する営業所に属する警備員であるものは、当該営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は刑事生活安全課

3 検定申請方法

六の2の受付場所に検定申請の書類及び検定手数料を持参して申請を行うこととし、郵送等による申込みは認めない。

4 検定申請の書類

検定規則別記様式第一号の検定申請書一通に、検定申請者が四の1に該当する場合には次に掲げる(一)及び(三)の書面等を、四の2に該当する場合には次に掲げる(二)及び(三)の書面等を、それぞれ添付すること。

- (一) 住所を疎明する書面(住民票の写し、自動車運転免許証の写し等) 一通
- (二) 営業所に属することを疎明する書面 一通
- (三) 写真(申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの) 二葉

5 受検手数料

一万四千円分の青森県収入証紙により、検定申請書提出時に納入すること。

七 検定受付時間

当日の午前八時三十分から午前九時までの間

八 その他

1 検定申請者には、検定申請書を提出した警察署において受検票を交付する。

2 合格者に対しては、成績証明書を交付する。

3 受検に際しては、受検票、筆記用具を持参すること。

九 検定申請に関する問合せ先

1 青森県警察本部生活安全全部生活安全企画課

電話〇一七―七二三―四二一一

2 青森県内の警察署の生活安全課又は刑事生活安全課

<p>(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青 森 県</p>	<p>(印刷所・販売人) 青森市第二間屋町三丁目一番七七号 東奥印刷株式会社</p>
<p>毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付二十一円七十銭</p>	